

特定漁港漁場整備事業計画書
(変更)

境 港 地 区

平成 28 年 7 月 13 日公表

農林水産省

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由

本漁港については高度衛生管理対策等を進めるため、平成 26 年 10 月に本計画を策定し、荷さばき所等の配置の検討を進めてきたところであるが、施設配置の詳細な検討及び TPP 協定の大筋合意を踏まえた輸出促進策の検討を行う中で、荷さばき所及び道路の配置、基礎工法、躯体構造及び整備面積等の見直しが必要となった。それらに加えて、既存上屋の耐震改修及び資材費・労務費の高騰等により事業費が増額するとともに、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意に伴い国産水産物の競争力強化を加速化させるといった、事業目的の追加等をしたことから、事業計画の一部を変更する。

1 計画施設の整備内容の見直し（道路－⑤、清浄海水取水施設－⑦、荷さばき所－⑧）

荷さばき所の配置の詳細な検討を行った結果、荷さばき所内に設置する予定であった海水シャベット氷の供給設備については、この設置に必要なスペースが不足することが判明したことから、荷さばき所の屋外に設置するとともに、清浄海水取水機能を新たに当該設備に持たせることに伴い、清浄海水取水施設の設置を取り止める。

また、トラックヤードについても、当初見込んでいたトラックの台数が利用できないことが判明したことから、スペースを確保するため、荷さばき所及びその屋上に通じる道路の配置を変更する。

さらに、上記の荷さばき所の配置の変更及び鳥取県公安委員会との協議における、交差点で車線数が変わるのは危険との指摘に対応するため、道路の配置を変更するとともに、これに伴い道路延長を見直す。

2 事業費の変更

以下により事業費が増額となるため、計画事業費を増額する。

(1) 資材費、労務費の高騰及び消費税増税による事業費の増

建築工事に係る主要な建設資材及び労務費が平成 25 年度事前評価時点と比較し、約 21% 増加するため。

(2) 施設の配置変更のため追加となる用地の取得

1 の施設の位置の変更に伴い、新たな用地の取得及び移転補償の費用が必要となるため。

(3) 地盤条件の見直しに伴う荷さばき所 1 号、2 号及び陸送上屋の基礎工法の変更

地盤調査の結果、地盤上層で支持する摩擦杭から、安定した地盤まで杭を延長する支持杭に変更する必要性及び液状化対策等の必要性が判明したことから、基礎工法を変更するため。

(4) 荷さばき所1号、2号及び陸送上屋の躯体構造の変更及び整備面積の増

荷さばき所の構造及び衛生管理体制の詳細な検討をした結果、維持管理、安全面に優れるPCPCa構造に躯体構造を変更するとともに、整備面積を増すため。

(5) 荷さばき所3号及び5号の耐震改修の追加

荷さばき所3号及び5号については、耐震診断の結果、耐震改修が必要であることが判明したため、耐震改修を追加するため。

以上は、漁港漁場整備法施行規（昭和26年農林水産省令第47号）則第1条の6第2号イの規定に基づく「基本施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更」及び第3号の規定に基づく「計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更」に該当するため、重要な変更該当することから、平成26年10月31日付けで決定された境港地区に係る特定漁港漁場整備計画の変更を行う。

2 変更後の目的

目 的

(1) 地域の特徴

境港地区は鳥取県西端に延びる弓ヶ浜半島と島根半島に囲まれた境水道に位置し、古くから天然の良港として利用され、文久元年（1860年）には御手船役所が設けられ、瀬戸内海、九州方面、但馬や北陸方面国との木造和船による交易が行われ、明治23年（1890年）に県支弁港として、さらに明治37年（1904年）には開港指定を受け、対外交易が進められた。昭和28年（1953年）には第3種漁港の指定を受け、巾着網による水揚量の飛躍的な増大により、昭和48年（1973年）特定第3種漁港の指定を受け、その背後に現存の卸売市場が整備され、日本海沖合漁業の中核基地として全国的な水産物の生産・流通の拠点を担ってきた。

(2) 水産業の沿革と現状

境漁港における水産物の取扱量は、マイワシ資源の増加により昭和61年（1986年）から平成6年（1994年）まで9年連続で50万トン以上を記録し、平成4年（1992年）から平成8年（1996年）までの5年間は全国1位であったが、その後、急激に減少し、長期的な資源変動の低迷期に入った。現在、境漁港を基地とする漁業は、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業等の沖合漁業を中心として、平成27年の水産物取扱量は126,217t、取扱金額20,697百万円となっている。

魚種別には、まき網漁業によるアジ、サバやイワシ類、かにかご漁業によるベニズワイガニが漁獲の多くを占めているが、各種沿岸漁業も含め、春はサヨリ、メバルやカレイ類、夏には本マグロ（クロマグロ）、白イカ、スズキやイワガキ、秋にはハタハタ、シラス（イワシ類稚魚）やサワラ、冬には山陰の冬の味覚の王様である松葉がに（ズワイガニ）、ブリやスルメイカ等、四季折々、多種多様な水産物の水揚げがなされている。特に、クロマグロ及びベニズワイガニは、長年水揚量日本一を記録している。

境港市が水産都市として急成長した背景には加工から流通に至る一貫した機能と設備が整備されたことにある。境港水産物地方卸売市場はかねてより「関西の台所」として関西圏への水産物の供給に大きな役割を果たしてきたほか、関東への出荷も増やしてきた。昭和44年（1969年）に昭和工業団地内に加工団地が形成され、各加工業の設備の近代化や増大する水揚げに対応した工場の拡大が行われ、昭和48年（1973年）には加工排水の共同処理施設等が整備された。

近年では、宮城県女川町の三陸海岸のギンザケ養殖業が東日本大震災で被災したため、かつてサケの養殖業が行われていた美保湾での事業化の可能性を検討しようと、民間事業所が鳥取県と境港市の財政支援を受けて平成23年12月から海面養殖業に取り組んでいる。

境港における水産物輸出は、かつては冷凍イワシを中心にフィリピン、マレーシア等へ年間約1万トンから3万トン輸出されていたが、マイワシ資源の衰退により輸出量は大きく減少した。近年は、加工向け冷凍魚（カタクチイワシ、サバ、ツバス等）を中心に、韓国、中国、ベトナム等への輸出がみられるが、境産冷凍魚の輸出は、主に県外の取引先（商社）が行っており、境港以外からの輸出も多い。

(3) 漁港漁場整備の沿革

境漁港は大正年間になって、まき網漁業の発達とともに漁港整備が始まり、昭和30年(1955年)の第2次漁港整備長期計画から本格的に進められ、昭和42年(1967年)に境外港埋立地(現昭和町)を造成し、昭和48年(1973年)から昭和52年(1977年)に荷揚げ施設である3号から5号上屋を建設し、昭和55年(1980年)に2号上屋、昭和59年(1984年)から昭和60年(1985年)に1号上屋、昭和63年(1988年)に活魚上屋を建設した。平成6年の第9次漁港整備長期計画以降、大型漁船に対応した係留施設等の改良が行われた。

平成12年10月6日に鳥取県西部地震が発生し、境漁港では埋立地である陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。平成14年(2002年)までに、市場トイレ、仲卸店舗トイレ新設・改修を行った。

近年では、水産物の衛生管理の向上を目指して、平成14年(2002年)には海水殺菌装置を1号上屋、2号上屋及び7号上屋に整備し、平成16年(2004年)に1号上屋防風防暑施設、平成17年(2005年)に2号上屋防風防暑施設を整備した。

(4) 当該事業計画の目的

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進及び消費者に安心・安全な水産物を提供できるように、境漁港で水揚げされる水産物の高度衛生管理を強化し、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業、各種沿岸漁業に対応した、高度衛生管理荷さばき所の整備を実施する。

また、本事業を核として、付加価値の向上と大量水揚げ・迅速処理に対応できるような集荷・販売力の強化に努め、観光連携によって地域活性化を推進する。

② 国内での水産物消費の縮小・魚価低迷の中、海外の水産物消費の伸びに加え、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定の大筋合意により、新たな消費市場として海外市場の開拓が求められる。漁港及び市場の高度衛生管理化により、海外市場に対する訴求力を高め、水産関係団体及び水産加工業者との連携した取組により、市場・流通・加工まで含めた境港地域をあげた輸出拡大を目指す。

③ 災害に強く安全な地域づくりの推進

地震・津波等の災害時に漁業の早期再開を図るため、陸揚岸壁の耐震化を行う。

2 2

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	境港地区
-----	------

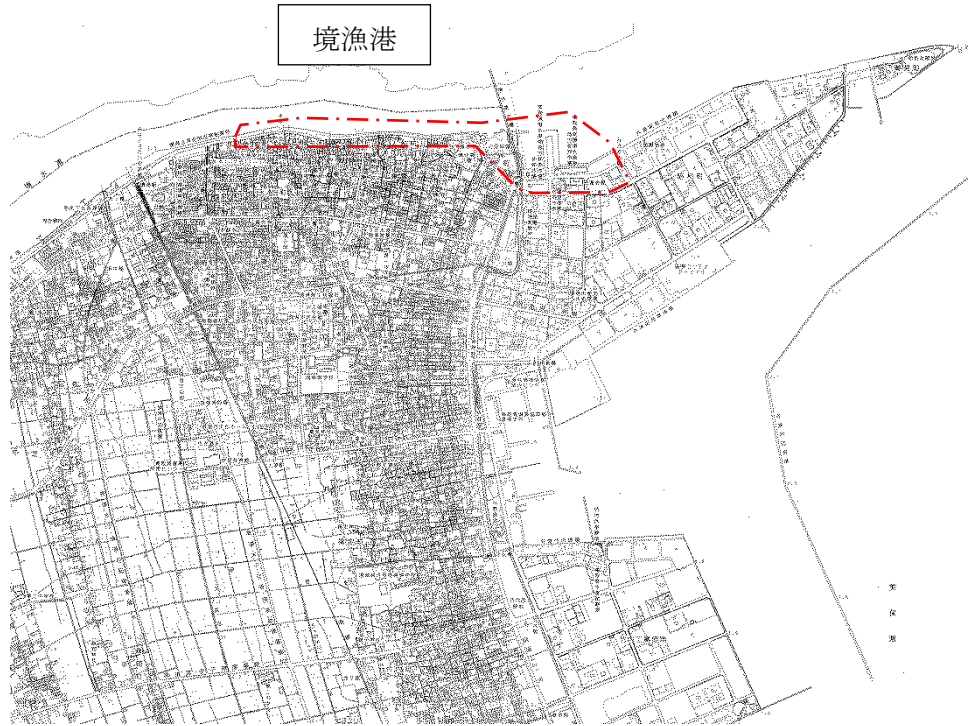
ロ 所在地等

都道府県名	鳥取県	関係市町村名	境港市
地域指定	—		

整備対象漁港名	境漁港	整備対象漁場名	—
---------	-----	---------	---

ハ 位置図

位置図



写真①



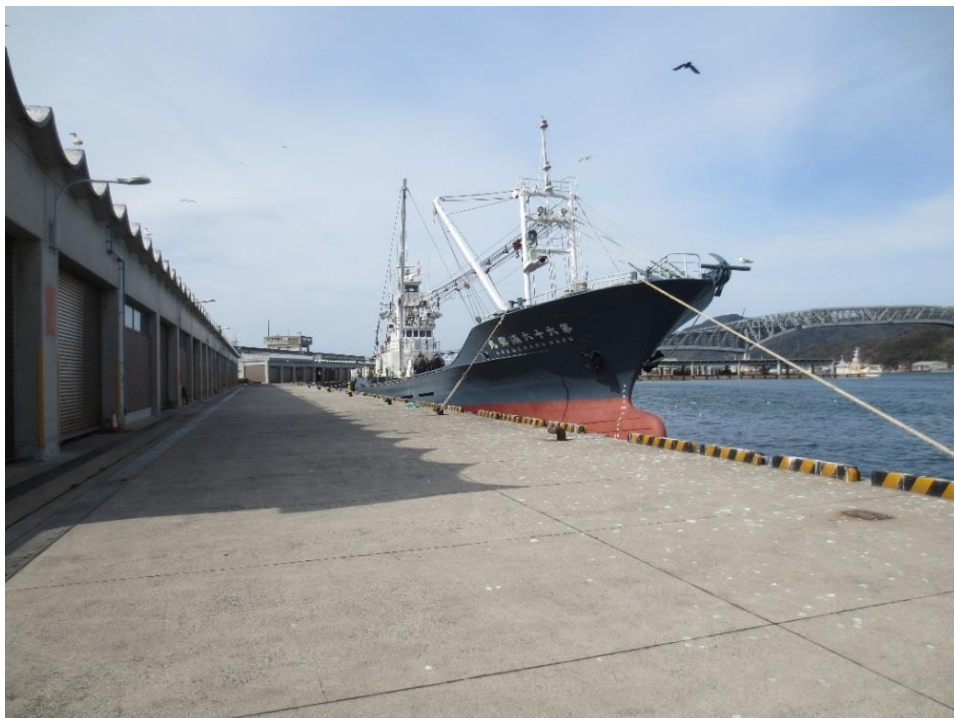
境漁港全体図

写真②



荷さばき所（2号上屋）

写真③



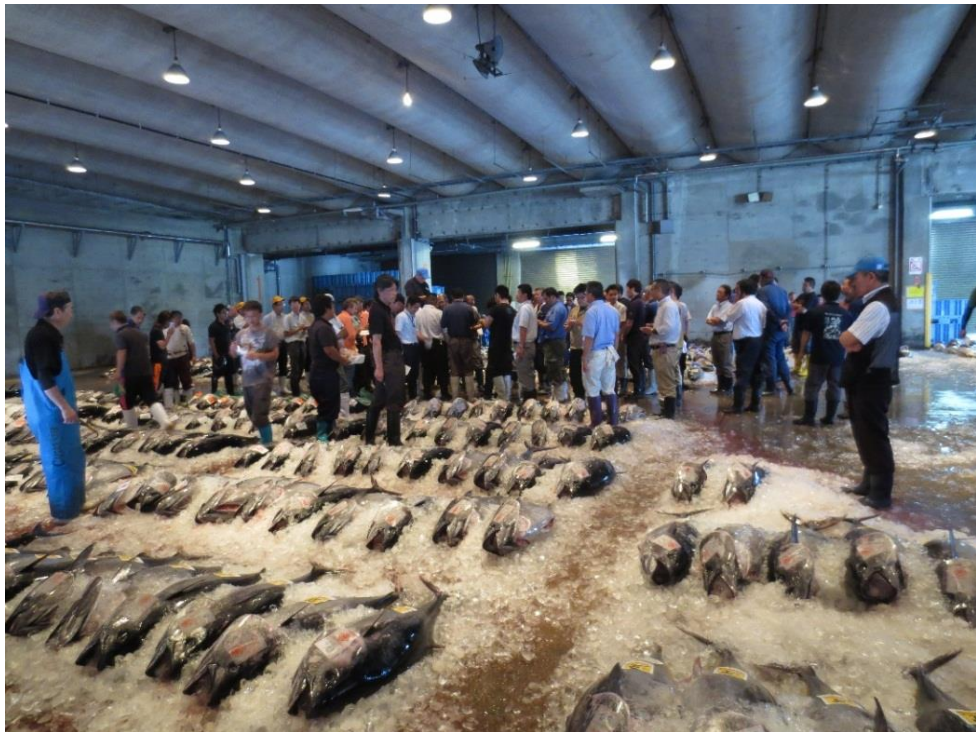
荷さばき所（1号上屋）

写真④



荷さばき所（3号から5号上屋）

写真⑤



マグロを冷すために床の上に氷を敷きその上にマグロを陳列しているのので、床から汚染される可能性がある。

写真⑥



ブルーシート上に直接長靴で乗っており、危害が持ち込まれる可能性がある。

写真⑦



セリ人が陳列されたタンクの上に乗るため、長靴に付着した危害が持ち込まれる可能性がある。

写真⑧



岸壁に屋根がないため、風雨等により品質劣化する可能性がある。

写真⑨



トラックからの血水の排出により、荷さばき所内が汚染される可能性がある。

写真⑩



鳥が自由に荷さばき所内を飛来できるため、鳥糞などの危害が混入するおそれがある。

写真⑪



漁港利用者の駐車場が不足しており、臨港道路に駐車している。

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は陸揚げ岸壁の延長が不足しており、盛漁期等には2艘着けや他漁港への回避により対応している。十分なけい留スペースが確保できないことが大中型まき網船団の境漁港への入港を減らしている一因にもなっている。

境漁港の強みは、漁獲物の処理能力の高さにある。しかし、水揚港としては上屋や岸壁が狭く、まき網漁業とベニズワイガニのかにかご漁業が同じ岸壁を使うなど、複数の漁業種類が輻輳して利用しており、それぞれの漁業種類の衛生管理や水揚げの効率化に迅速かつ的確に対処することが難しいのが現状である。

国民の水産物の衛生管理に対する関心は高く、水産物の陸揚げ場所である漁港においても高度な衛生管理が求められている。3号から5号上屋は屋根だけで壁がないため、市場利用者は風雨等にさらされるほか、カモメなどの鳥類が自由に侵入し危害の混入のおそれがあり、水産物を取り扱う場所としては十分な環境になっていない。沖合底びき網漁業や沿岸漁業の漁獲物を取り扱う2号上屋は壁やシャッターが整備されているものの、場内は人、水産物及び車両が渾然一体となっており、排気ガスによる水産物の汚染も懸念される。

また、水産物輸出には、輸出国のニーズに合わせた魚種や陸揚げから一貫した鮮度・品質・衛生管理が必要であるが、現状では、陸揚げから荷さばき、出荷の各段階において、衛生管理上、水産物への危害混入が懸念される問題点があり、漁港・市場施設が海外市場に対する訴求力の向上につながっていない。市内の水産加工会社において、対米輸出HACCP取得等で輸出促進に向けて取り組んでいる中、境漁港、市場の衛生管理に向けた整備は、地域を挙げた輸出促進に不可欠である。

【整備方針】

国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、境漁港の陸揚げ岸壁とその背後の魚市場が立地する荷さばき所を対象範囲とし、取り扱われる水産物が、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危険が加わらないよう、高度な衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備を行うこととする。

② 災害に強く安全な地域づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震において陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。災害発生時の地域住民、漁港・市場利用者、来訪者の安全確保や、災害発生後速やかに水揚げが再開できる「災害に強い漁港・市場づくり」が求められている。

【整備方針】

今般の地震・津波の被災経験を踏まえ、漁港利用者の避難対策や市場機能の継続又は被災後速やかな活動再開が図れるよう岸壁の耐震化を行う。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(変更時の現況)

(平成 25 年 12 月現在)

整備対象漁港名	(147, 774)	(19, 378)	(52, 391)
境漁港 (特定第3種)	属地陸揚量136, 065トン	属地陸揚金17, 748百万円	属人漁獲量46, 692トン
	(257)	(321)	(27)
	登録漁船隻数 238隻	利用漁船隻数 321隻	漁船以外利用船舶隻数 28隻
	主な漁業種類 まき網漁業、かこかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業、その他沿岸漁業		主な魚種 アジ、マイワシ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ブリ類、クロマグロ、等

(将来見通し)

(目標年：平成35年)

整備対象漁港名	(128, 322)	(17, 034)	
境漁港 (特定第3種)	属地陸揚量132, 575トン	属地陸揚金額17, 772百万円	
	(257)	(369)	(36)
	登録漁船隻数 239隻	利用漁船隻数 301隻	漁船以外利用船舶隻数 26隻

将来見通しの考え方

平成16年から平成25年の10年間のデータを分析した上で、線形近似、対数近似、指数近似、3ヶ年平均を算出し、相関係数を勘案して以下の通り推計した。

【属地陸揚量】

平成16年以降、110, 000トン前後で推移していたが、平成23年には150, 000トン近くまで陸揚量が増加し、平成25年にも135, 000トンを超える陸揚げ量があった。増加の傾向にはあるものの、予測計算の相関係数が低いため、直近3カ年（平成23年から平成25年）の値の平均値132, 575トン进行推計値とした。

【属地陸揚金額】

平成16年の17, 214百万円から平成19年・平成20年の21, 000百万円まで増加傾向にあったが、その後、平成21年・平成22年・平成24年は16, 000百万円前後まで減少し、平成23年には20, 000百万円近くまで増加した。予測計算の相関係数が低いため、直近3カ年（平成23年から平成25年）の値の平均値17, 772百万円进行推計値とした。

【登録漁船隻数】

登録漁船隻数は減少傾向にあり、平成20年には230隻まで減少した。平成21年に5トン未満の漁船が増加し、平成21年・平成22年には290隻前後まで増加したが、平成23年以降は減少傾向に転じ、平成25年には238隻の漁船が登録されている。5トンから10トンの登録漁船は相関係数の高い指数式で推計された値を採用し、10トンから20トン及び100トンから200トンの登録漁船は相関係数の高い対数式で推計された値を採用する。また、200トンから500トンの登録漁船は相関係数の高い一次式で推計された値を採用し、その他の登録漁船は相関係数が低いので、近年3ヶ年（平成23年から平成25年）の値の平均値进行推計値とした。

【利用漁船隻数】

平成16年には348隻あった利用漁船隻数は増減を繰り返しながら全体として減少傾向にあり、平成25年には321隻まで減少している。その内訳は、5トン未満が24隻増加しているものの、5トンから10トンが4隻、10トンから20トンが42隻、20トンから50トンが2隻、50トンから100トンが4隻、100トンから200トンが1隻減少している。200トンから500トン及び無動力線の利用漁船はそれぞれ1隻増加している。

利用漁船隻数のうちの地元漁船隻数は、登録漁船隻数と同じなので、将来見通しの隻数は登録漁船の見通しと同じ隻数とした。

利用漁船隻数のうち、外来漁船隻数は、相関係数が低いので、近年3ケ年（平成23年から平成25年）の値の平均値を推計値とした。

【漁船以外利用船舶隻数】

貨物・連絡船は平成18年から平成20年は9隻、平成25年は8隻あったが、それ以外の年は4隻から6隻の間で変動し相関係数が低いので、直近3カ年（平成23年から平成25年）の値の平均を推計値とした。

プレジャーボートは平成16年から平成20年までは15隻から27隻の間で変動していたが、平成21年・平成22年に36隻まで増加し、平成23年には21隻まで減少し、その後はほぼ横ばいとなった。相関係数が低いので、直近3カ年（平成23年から平成25年）の値の平均を推計値とした。

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名	
鳥取県	境漁港	特定3種	本土	鳥取県	鳥取県	
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		平成28年 月第1回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
水域施設	-6.0m泊地	m ²	7,300	m ²	7,300	①
係留施設	-6.0m岸壁（新設）	m	313	m	313	②栈橋式
係留施設	-6.0m岸壁（改良）	m	157	m	157	③2号耐震強化
係留施設	-6.0m岸壁（改良）	m	245	m	245	④5号から7号増深
輸送施設	道路	m	485	m	700	⑤
漁港施設用地	用地（人工地盤）	m ²	12,000	m ²	12,090	⑥駐車場
漁港浄化施設	清浄冷海水取水施設	式	1	式	—	⑦
漁獲物の処理、 保蔵及び加工 施設	荷さばき所	式	1	式	1	⑧1号から6号

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	平成 26 年度	完了予定年度	平成 35 年度
--------	----------	--------	----------

ハ 計画平面図

計画平面図	別紙のとおり
-------	--------

二 漁獲物の衛生管理に関する事項

漁獲物の衛生管理に関する事項							
<p>前述「イ 主要施設の種類の種類、規模及び配置等」のうち、国の策定する「高度衛生管理基本計画」に基づく整備内容は、以下の通り。</p>							
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		平成 28 年 月第回変更		事業主 体	備 考
		単位	計画数量	単位	計画数量		
水域施設	−6.0m泊地	m ²	7,300	m ²	7,300	鳥取県	①
係留施設	−6.0m岸壁(新設)	m	313	m	313	鳥取県	②栈橋式
係留施設	−6.0m岸壁(改良)	m	157	m	157	鳥取県	③ 2号 耐震強化
係留施設	−6.0m岸壁(改良)	m	245	m	245	鳥取県	④ 5号から 7 号増深
輸送施設 漁港施設用地	用地	m ²	12,000	m ²	12,090	鳥取県	⑥駐車場
漁港浄化施設	清浄海水取水施設	式	1	式	—	鳥取県	⑦
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所	式	1	式	1	鳥取県	⑧ 1号から 6 号
<p>◆施設設計に当たっては、地震等の想定される外力に対し所要の安定性を確保する。</p> <p>◆施設規模については、漁獲物の取扱量を考慮し、高度な衛生管理を行う上で必要な規模とする。</p> <p>◆荷さばき所の整備に当たっては、必要に応じて、清浄な海水の取水・排水施設、水産物の保管に適した温度調整が可能な機能、荷さばき所及び陸揚げ岸壁への人・車の出入場の際の洗浄施設、水産物の計測・計量施設、取水した海水の冷却装置等を導入する。</p>							

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	平成28年 月第1回変更
計画事業費	12,000 (百万円)	18,500 (百万円)

5 変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果
<p>①水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進</p> <p>特定第3種漁港であり、水産物の流通拠点である境漁港において、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した高度衛生管理対策に取り組むことによって、消費者に安心・安全な水産物を提供するとともに、品質・衛生面で輸入水産物に対する我が国の水産物の国際競争力を強化する。</p> <p>②災害に強く安全な地域づくりの推進</p> <p>現在、境漁港で日常的に水揚げに使用されている陸揚岸壁は耐震化が行われておらず、万が一地震などにより被災した場合、水産物の流通に重大な影響を与えるため、岸壁を耐震化し安定した水産物の流通確保を図る。これにより震災時においても、安定して水揚げを行うことのできる災害に強い安全な漁港を形成する。</p>
2. 地域に与える影響
<p>境漁港は、特定第3種漁港として、全国、特に西日本への主要消費地市場への水産物の安定供給、クロマグロ、ベニズワイガニ、ズワイガニ等の高級なものの産地として重要な役割を果たしている。近年、安全で安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、早急に漁港において取り扱う水産物の衛生管理の強化を図ることが求められている。</p> <p>本事業で、衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備とともに、市場関係者自らによる衛生管理体制の強化を図ることにより、国民に安全・安心な水産物を提供するものであり、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定が実現される。</p> <p>また、境漁港の背後には水産加工団地が控えており、漁港・市場の衛生管理の強化を図ることは加工場と一体的な衛生管理の向上が期待でき、加工場の衛生管理強化の促進、境港ブランドの強化や輸出増大に期待できる。</p>

3. 費用対効果分析結果			
社会的割引率	4.0%	投資期間	平成26年から35年
現在価値化の基準年度	平成27年	施設の耐用年数	38年
貨幣化による分析結果			
	変更前の分析結果		平成 年 月第1回変更
貨幣化した効果項目	①水産物生産コストの削減効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑤漁業就業者の労働環境改善効果 ⑧生命・財産保全・防御効果		同左
総便益額B	14,531 百万円		22,508 百万円
総費用額C	11,214 百万円		18.988 百万円
費用便益比率 (B/C)	1.30		1.19
参考	純現在価値：B-C 3.317 百万円		純現在価値：B-C 3,520 百万円
	内部収益率：(IRR) 5.65 %		内部収益率：(IRR) 5.06 %
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）			
<p>高度衛生管理対応の荷さばき所を整備することで、境漁港で陸揚げされる水産物のブランド価値を高めるとともに、安全・安心な水産物を提供できることから、販路の拡大が期待できる。</p> <p>耐震強化岸壁を整備することで、震災時にも水産物の陸揚げが可能となり、震災による地域経済の停滞を回避することができる。</p>			

6 水産物の衛生管理に関する事項

水産物の衛生管理に関する事項
<p><衛生管理の基本的な考え方></p> <p>取り扱われる水産物について、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において（生物的, 化学的あるいは物理的）危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。</p> <p><高度衛生管理導入の対象エリアと対象水産物></p> <p>荷さばき所内でセリ・入札を行う1号から2号上屋・陸送上屋・5号岸壁先端部と、まき網漁業でトラックに直積みする3号から6号岸壁を分離することにより、漁業種類に合った高度衛生管理を実現する。</p> <p>まぐろまき網漁業、いか釣漁業、沖合底びき網漁業及び陸送物は1号から2号上屋及び陸側に延伸した陸送上屋でセリ・入札を行い、かにかご漁業は5号上屋先端で入札を行い、荷さばき所内及びその前面のエプロンは車両の進入を禁止し危害の進入を屋根や壁で防ぐことによって高度衛生管理エリアとする。</p>

トラックに直積みするまき網漁業は、3号から6号岸壁で入札を行い、トラックに直積みした後、血水抜きするスペースは屋根と防鳥ネットによって危害の混入を防ぐことによって高度衛生管理エリアとする。

7 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

岸壁及び荷さばき所内で発生する排水は、全て排水施設で処理し、直接泊地に流さないようにすることで港内の水質の保全、ひいては周辺海域の水質の保全を図る。

8 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
卸売業者事務所等	一式	本事業で整備する荷さばき所の2階に卸売業者事務所等を整備する。	単独事業
冷凍及び冷蔵施設	一式	本事業の目的の一つである輸出促進に対応する施設として整備が予定されている。	事業主体:漁業協同組合 J F しまね

境漁港特定計画変更平面図

漁港番号	種 別	所 管	事業主体	管 理 者	施 工 場 所
3430110	特定3種	本 土	鳥 取 県	鳥 取 県	鳥 取 県 境 港 市

位置図

風向風速図

凡 例

-
-
-
-
-

潮 位 図

H.H.W.L	+0.85
H.W.L	+0.35
D.L	±0.00
L.W.L	-0.10

